

最先端研究開発戦略的強化費補助金のうち 最先端研究開発の加速・強化に関する補助対象等について

平成 22 年 6 月 3 日
最先端研究開発戦略的強化事業
調 整 会 合

1. 基本的考え方

最先端研究開発戦略的強化費補助金のうち最先端研究開発の加速・強化は、最先端研究開発支援プログラム(以下「プログラム」という。)で採択された 30 課題の研究開発を加速・強化することが目的であることから、可能な限りプログラムと同様の補助対象範囲や執行ルールとする。

2. 補助金運用方針(仮称)関連

(1) プログラムの基金運用方針に準ずる取り扱いとする事項

- 直接経費総額の 50%以内の費目間流用は手続きなしで変更可能(それ以上は JSPS の承認が必要)
- 経費の合算使用、他の研究業務の実施、取得財産及び他の補助金等で取得した資産等の有効活用は可能
- 研究成果の公表義務有り(ただし、1000 億円と併せて公表すれば良い)
- 研究支援担当機関を通じて共同事業機関に補助事業者として分担金を配分する事は可。また補助事業の一部を委託することも可能。
- 経費の費目は「物品費」「旅費」「謝金・人件費」「その他」の 4 費目

(2) プログラムの基金運用方針と異なる取り扱いとする事項

- 間接経費は認めない(ただし、直接経費の他に最小限の管理費は認める)
- 中心研究者・共同提案者の人件費(給与)への支出は不可

以上